

8. 低料金の老人ホーム設置について

厚生労働省では本年度4月から、比較的安い料金で入居できる老人ホームの規制を大都市圏で見直し、低コストでの運営が可能な定員20人以下の小型施設の設置・運営を認めました。高齢者向けセーフティネット整備の一環で、大都市圏での確保を目的として生活保護受給者でも払える料金を想定してのものです。

老人ホームには入居条件などによって特別養護老人ホームなどの4種類の体系があり、今回の対象となっているのは自治体の助成を受けて設置・運営する軽費老人ホーム（通称ケアハウス）であります。

軽費老人ホームは都道府県が整備費や運営費の一部を助成し、低所得者向けに利用料を軽減する仕組みがありますが、大都市圏では地価や人件費が高く利用料が高額になることから、郊外の施設や劣悪な環境におかれた無届の宿泊所や低所得者を対象とした住宅に入居するケースが少なくありません。低所得者住宅を行政の目の届く形で規制するためにも、このような軽費老人ホームを設置し誘導する施策が必要と考えます。軽費老人ホームは介護保険サービスを受けるほどではないけれど、身体機能が低下し独立して暮らすことに不安のある60歳以上の高齢者が入居でき、社会福祉法人などが運営していますが、高齢者が増える中で、軽費老人ホームのような見守り機能のある住宅の確保は重要であるところ、ケアつき住宅は全国の高齢者人口の0.8%しかないので厚生労働省は2010年度から定員1人あたり150万円の整備費を国が直接補助し低利融資制度の導入も予定しております。

そこで質問の1点目として、昨年9月定例議会での一般質問の際にも、お伺いいたしましたが、本市における生活保護受給世帯のうち高齢者世帯の割合についてお聞かせください。また、軽費老人ホームの対象となる60歳以上の方が無料低額宿泊所やこれに類似する無届の施設にどの程度入居されているのかについてもお訪ねいたします。

2点目として、生活保護にかからない高齢の低所得者に対してこのような軽費老人ホームの設置について市は今後どのようにお考えでしょうか。